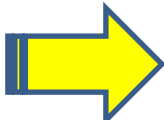


初診時選定療養費 改定のお知らせ

当院では、紹介状を持たずに受診される初診の患者さんには、保険診療費以外に「初診時選定療養費」として、一定金額をご負担していただいております。

令和元年10月 から、金額が下記のとおり改定されます。

改 定 前 (令和元年9月まで)		改 定 後 (令和元年10月から)
2,160円		2,200円

【 初診時選定療養費とは 】

厚生労働省が「病院と診療所の機能分担推進のため」に定めたもので、病床数が200床以上の病院において、紹介状を持たずに受診した初診の患者さんから、保険診療費以外に一定金額を負担していただく制度です。

※ 救急や公費負担医療受給者の方、その他やむを得ない事情により受診した場合は対象外です。

西尾市民病院長